

一般競争入札

新潟県有地売却のご案内

【中央福祉相談センター旧グラウンド】

平成 29 年度

新 潟 県

— 目 次 —

1	売払物件	1
2	現地説明会から物件引渡しまでの流れ	1
3	現地説明会	2
4	入札及び開札	2
5	入札参加資格	2
6	入札に必要なもの	2
7	契約の締結及び売買代金の支払	3
8	所有権の移転等	3
9	用途の制限	4
10	入札不調物件の売払申込	4
◎	物件調書・案内図・明細図	5～9
◎	入札心得	11～13
◎	「入札書」及び記載例	15～16
◎	「入札書」(代理人による場合)及び記載例	17～18
◎	「委任状」及び記載例	19～20
◎	「封筒」記載例	21
◎	暴力団等の排除に関する誓約書	22
◎	県有財産売買契約書(標準例)	23～26
◎	県有地売払申込書	27

1 売払物件

以下の物件を一般競争入札*で売却します。

※ 一般競争入札とは、県があらかじめ決めた価格（最低売却価格）以上の金額で、最も高い金額をつけた方に購入していただく方法です。

- (1) 物件名 中央福祉相談センター旧グラウンド
- (2) 所在地 新潟市江南区亀田向陽四丁目 1972 番 7 外 1 筆
- (3) 土地面積 3,781.53 m² (実測面積)
- (4) 最低売却価格 124,570,000 円 ※最低売却価格未満では落札できません。

2 現地説明会から物件引渡しまでの流れ

① 現地説明会

平成 29 年 6 月 23 日 (金) 午後 2 時から

場所：物件の所在地で行います。



② 入札及び開札

平成 29 年 7 月 18 日 (火) 午前 10 時から

場所：県庁 16 階 入札室

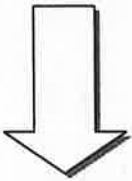
入札時に「入札保証金」として契約金額の 5%以上の現金又は銀行振出小切手（自己宛小切手）が必要となります。落札者以外には開札後還付します。落札者は契約保証金の一部に充当します。



③ 契約の締結

契約締結の期限：入札の日から起算して 30 日以内

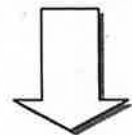
契約時に「契約保証金」として契約金額の 10%以上の現金又は銀行振出小切手（自己宛小切手）が必要となります。契約保証金は申出により売買代金の一部に充当することができます。



④ 売買代金の支払い

納付期限：納入通知書の発行日から 30 日以内

契約締結時に発行する納入通知書により期限（発行の日から起算して 30 日以内）までに全額納付してください。



⑤ 所有権移転登記 売買代金の納入を確認後、売払物件を引き渡し、県が所有権移転登記を行います。

《問い合わせ先》

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県庁 5 階

新潟県総務管理部管財課 担当：渡邊

電話：025-280-5064 (直通)

FAX：025-280-5009

メール：ngt010080@pref.niigata.lg.jp

3 現地説明会

(1) 日 時：平成 29 年 6 月 23 日（金）午後 2 時から

(2) 場 所：物件の所在地（駐車場はありません）

【注意】 現地説明会に参加しなくても入札に参加することができますが、現地及び物件調書をよくご確認ください。

4 入札及び開札

(1) 日 時：平成 29 年 7 月 18 日（火）午前 10 時から

(2) 場 所：県庁 16 階 入札室

新潟市中央区新光町 4 番地 1

(3) 手続き：詳細については、11 ページからの「入札心得」をご覧ください。

【注意】 入札参加者は入札開始時刻までに必ず会場に入場してください。

入札当日は、入札条件及び物件内容等については、承知されているものとして説明しませんので、本書をお読みいただき、不明な点については、あらかじめお問合せください。（問い合わせ先：1 ページ）

5 入札参加資格

地方自治法施行令第 167 条の 4 及び新潟県暴力団排除条例第 6 条に該当する者は入札に参加できません。

【例】(1) 成年被後見人

(2) 未成年者、被保佐人または被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(3) 破産者で復権を得ない者

(4) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

6 入札に必要なもの

(1) 入札書・・・15～18 ページ参照

※入札書の作成方法は、11 ページからの「入札心得」をご覧ください。

(2) 入札保証金（契約金額の **5/100 以上**の現金又は銀行振出小切手（自己宛小切手））

・ 銀行振出小切手（自己宛小切手）は、裏書き署名のあるものは無効です。

・ 入札保証金は、落札者以外の方には開札後還付します。落札者については、契約保証金に充当します。

・ 落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は県に帰属することになりますのでご注意ください。

(3) 封筒（大、小各 1 部）・・・21 ページ参照

(4) 印鑑（入札書に使用しているもの）

(5) 身分を証明する書面（運転免許証、又は健康保険被保険者証等）

7 契約の締結及び売買代金の支払

(1) 売買契約締結時期

落札者と落札の日から起算して 30 日以内に売買契約を締結します。この日までに売買契約を締結しない場合は、落札者の資格を失い、入札保証金は県に帰属することになります。

(2) 契約締結に必要なもの

- ア 印鑑（法人の場合は代表者印、個人の場合は実印）
- イ 印鑑（登録）証明書
- ウ 収入印紙

契約金額	収入印紙の額
1 億円超～ 5 億円以下	60,000円

エ 契約保証金（契約金額の 10/100 以上の現金又は銀行振出小切手（自己宛小切手））

- ・ 銀行振出小切手（自己宛小切手）は、裏書き署名のあるものは無効です。
- ・ 契約保証金は申出により、売買代金の一部に充当できます。
- ・ 契約者が納入期限までに譲渡代金を完納しないときは、契約保証金は、県に帰属することになりますので注意してください。

オ 暴力団等の排除に関する誓約書（22 ページ参照）

(3) 売買代金

契約締結時にお渡しする納入通知書により期限（発行の日から起算して 30 日以内）までに全額納入してください。

8 所有権の移転等

- (1) 売買代金全額の支払いがあったときに所有権が移転するものとし、売払物件を引き渡します。
- (2) 物件は現状のまま引渡しをします。ただし、現地に設置している売却案内の看板のみ、県において撤去します。
- (3) 物件調書等と現況とが相違する場合には、現況が優先します。
- (4) 所有権の移転登記は、売払物件の引渡し後、買受人の請求により県が行います。
- (5) 所有権移転登記に当たって必要なもの
 - ア 現在事項全部証明書（法人の場合） 1 部
又は住民票抄本（個人の場合） 1 部
 - イ 印鑑（登録）証明書 1 部
 - ウ 登録免許税納付の領収証書

【参考】

土地

- ・ 登録免許税額＝固定資産税評価額×15/1000 ※（百円未満切捨）
- ・ 納付方法
金融機関において契約時にお渡しする納付書で全額納付してください。

9 用途の制限

物件引渡しの日から5年間は、以下の用途に用いることができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項、第5項、第11項に規定する営業
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所

10 入札不調物件の売払申込

今回売却する物件で、入札不調となった物件については、入札時に示した最低売却価格以上での随意売払（先着順）の申込を入札後から受付けます。

購入を希望される方は、27ページの県有地売払申込書に必要事項を記載の上、法人の場合は現在事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本、印鑑（登録）証明書（個人、法人いずれも）を添付して管財課まで申し込んでください。

物 件 調 書

【中央福祉相談センター旧グラウンド】

最低売却価格	124,570,000円			
所在地	新潟市江南区亀田向陽四丁目1972番7 外1筆			
実測面積 (公簿面積)	3,781.53㎡ (3,781.53㎡)	地目	宅地	形状 明細図のとおり
接面道路の幅員 及び構造	北東側で幅約7m市道(東7-290号線)に接する			
法令等に基づく制限	都市計画区域	線引き都市計画区域(市街化区域)		
	用途地域	第一種住居地域		
	指定建ぺい率	60%	指定容積率	200%
	その他の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第22条規制あり ・道路斜線制限$\triangle 1.25$ ・隣地斜線制限20m+$\triangle 1.25$ ・日影規制4m、5-3h 		
私道の負担等に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容	
供給処理 施設の状況			事業所名	電話番号
	電気	引込可	東北電力株式会社	0120-175-466
	上水道	引込可	新潟市水道局秋葉事業所工務課給水係	0250-22-2098
	下水道	引込可	新潟市東部地域下水道事務所建設課計画調整係	025-281-9563
	ガス	引込可	北陸ガス株式会社新潟支社	025-228-2131
交通機関 (現地から)	バス	横越地区住民バス「亀田公園前」0.3km		
	鉄道	JR信越本線「亀田駅」0.6km		
公共施設 (現地から)	施設名		現地からの距離	
	新潟市立亀田東小学校		約1.7km	
	新潟市立亀田中学校		約2.6km	
	新潟市江南区役所		約2.6km	

特
記
事
項

- ・ 現状での引渡しになります。工作物の撤去、修繕及び土地の造成等（乗入れ含む）には応じられません。立木の伐採・伐根及び雑草の草刈り等は県では行いません。
- ・ 現況と物件調書等とが相違する場合には、現況が優先します。
- ・ 本物件西側には隣接して亀田公園があります。公園利用者による歓声、バーベキュー広場からの煙や臭い等の影響を受けます。
- ・ 本物件北側の新潟市有地の建物内で、かめだ祭りの準備作業や練習のため5月中旬から9月上旬の間、午後6時30分頃から午後9時頃まで作業音等がするときがあります。
- ・ 前面道路より、約1.2m高く接しています。乗り入れ口はありません。
- ・ 上下水道は、本管が前面道路に整備されていません。上下水道を利用するためには、水道管及び下水道管を敷設する必要があります。入札前に下記へ問い合わせを行うなど、状況を確認した上で入札に参加してください。
 県では、引込工事、これに必要な費用の負担及び負担金の支出等を行いません。
 連絡先：新潟市水道局秋葉事業所工務課給水係 電話番号0250-22-2098
 連絡先：新潟市東部地域下水道事務所建設課計画調整係 電話番号025-281-9563
- ・ 隣接土地所有者の新潟市と、以下の内容で覚書を取り交わしています。
 - ① 県と新潟市が共有する西側のフェンスが県と新潟市の境界線上にあること並びに県が所有する北側のフェンス、西側のフェンス基礎及び北側のフェンス基礎が市有地内に越境していることをお互いに確認した。
 - ② 県と新潟市は、西側のフェンス、北側のフェンス、西側のフェンス基礎及び北側のフェンス基礎について、補修等を行う場合は、誠意をもって協議する。
 - ③ 県は西側のフェンス、北側のフェンス、西側のフェンス基礎及び北側のフェンス基礎を市との協議のもと、再構築又は撤去することを決定した場合には、北側のフェンス、西側のフェンス基礎及び北側のフェンス基礎については県の責任と負担において越境部分も含めて撤去する。
 また、西側のフェンスの費用については県と市の協議に基づき決める。
 - ④ 県は西側のフェンス基礎を再構築又は撤去した場合、県の責任と負担において境界杭を復元する。
 - ⑤ 県、市ともに所有地を第三者へ譲渡する場合、第三者に対しても覚書の内容を承継させる。
- ・ 県は、こうした工作物等にかかる隣接地との越境状態解消及びその費用負担は行いません。上記覚書の協議先は、以下のとおりです。
 連絡先：新潟市江南区建設課 電話番号025-382-4703
- ・ 敷地北側にある門扉は新潟市の負担で撤去が可能です。撤去時期等については、新潟市と協議してください。
 連絡先：新潟市江南区建設課 電話番号025-382-4703
- ・ 当該地において地中埋設物探査（レーダー探査）を実施済みであり、結果の概要は10ページのとおりです。探査結果の閲覧を希望の方は、新潟県庁5階管財課財産管理係へお越し下さい。
 なお、地中埋設物が発見されたとしても、県は瑕疵担保責任を負いません。
- ・ 地質調査は実施していません。

※物件の現況、諸規制については必ず各自でご確認ください。

【現地説明会】

日 時：平成29年6月23日（金）午後2時から

場 所：物件の所在地（集合場所：接する市道の市有地側（案内図参照））

※ 現地に駐車場はありません。

※ 参加希望者は前日までに管財課財産管理係へFAX又は電話でご連絡ください。
FAXの場合、法人名、住所、担当者名、連絡先電話番号、参加人数を記載してくだ
さい。

F A X番号025-280-5009

電話番号025-280-5064

【入札及び開札】

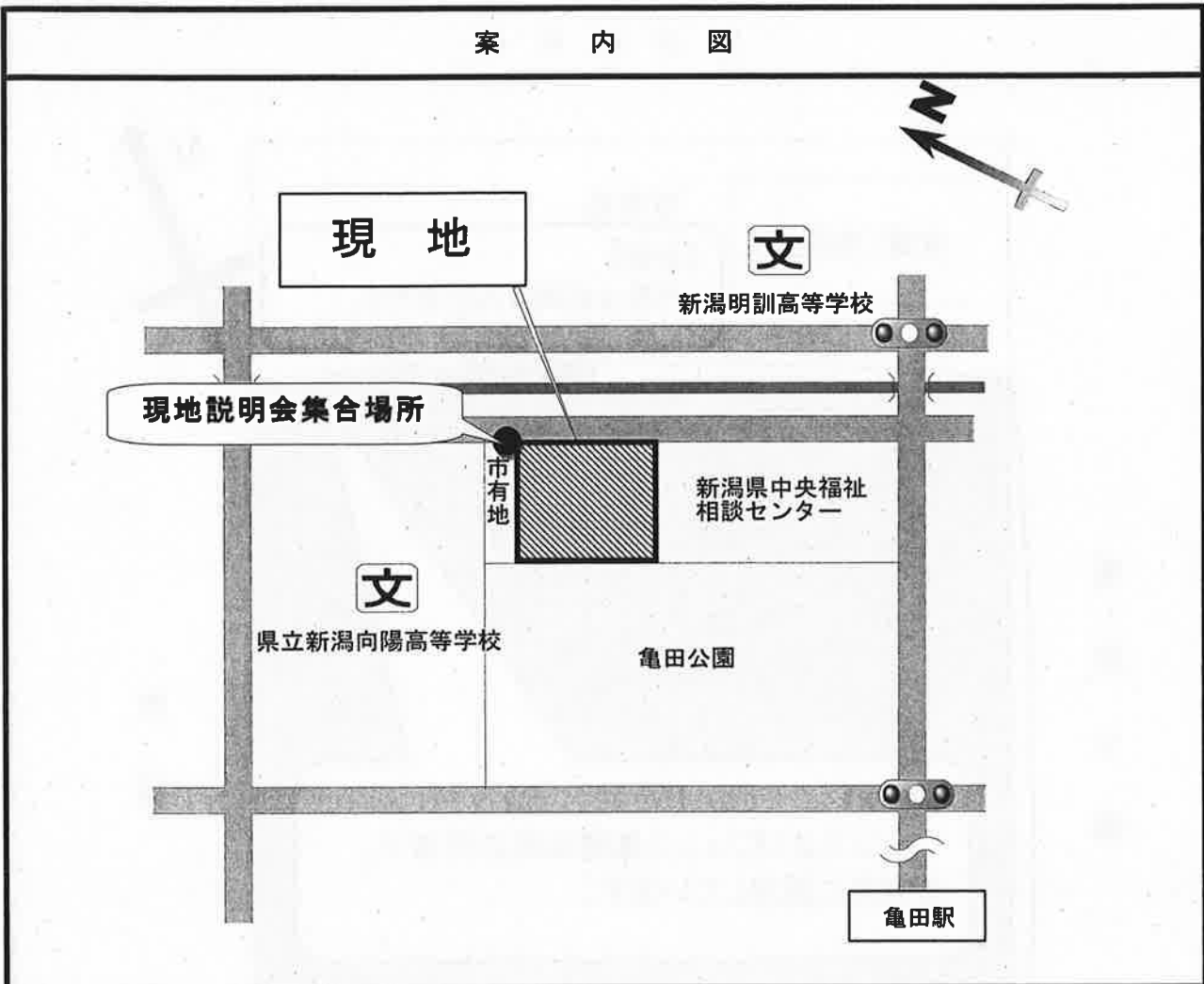
日 時：平成29年7月18日（火）午前10時から

会 場：県庁16階 入札室

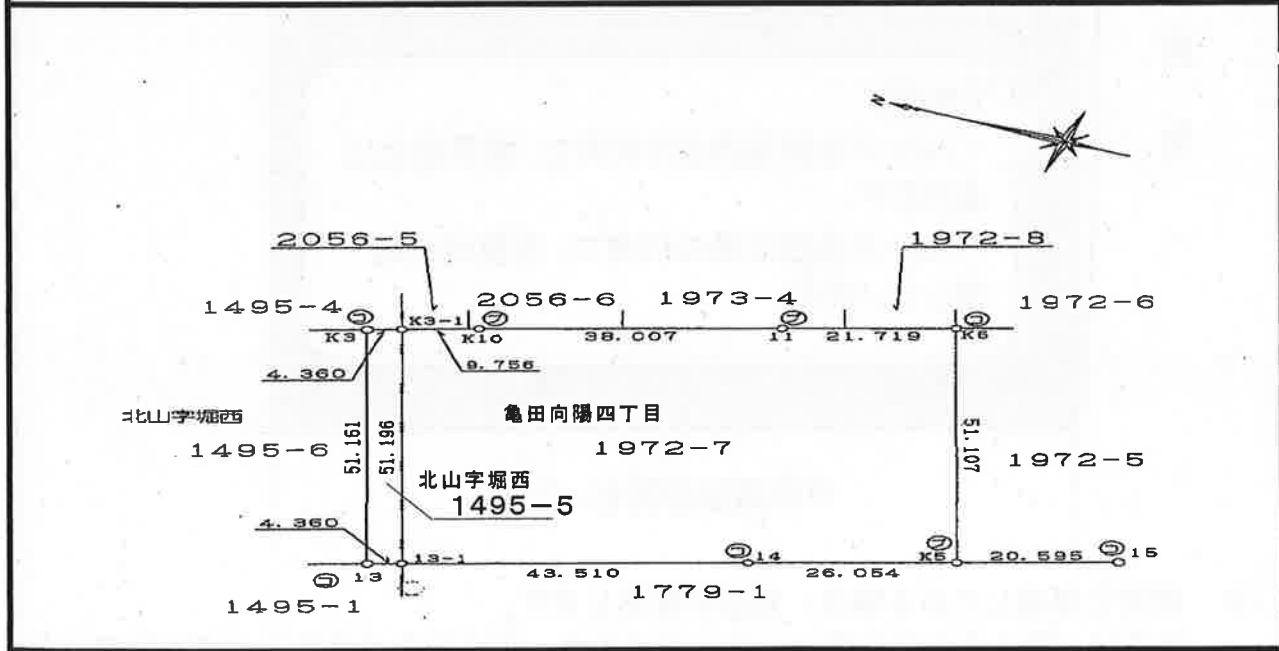
新潟市中央区新光町4番地1

※ 入札参加希望者は、本案内の内容（入札心得、県有財産売買契約書を含む）をよ
く承知した上で入札してください。

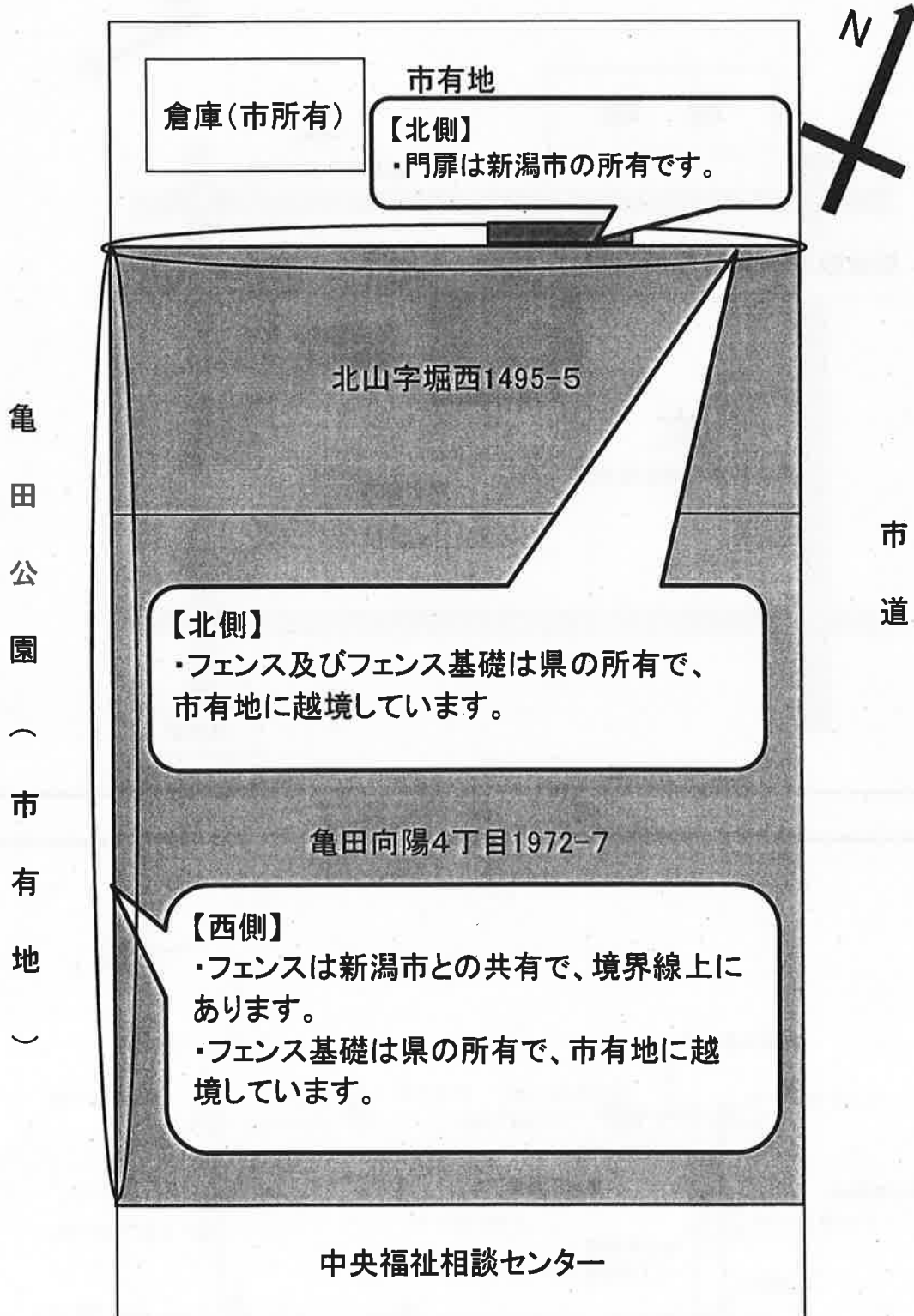
案 内 図



明 細 図



現況説明図



※ 現況と相違している場合、現況が優先します。

物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ず各自で現地等の調査確認を行ってください。

地中埋設物調査結果概要

(3) 探査波形

図3-1に示した各測線の探査波形を次項以降に示し、図3-2に強い反射のあった箇所を示す。図3-2で示すように、探査波形で強い反射が見られたのは NO.1の範囲と NO.2地点であった。

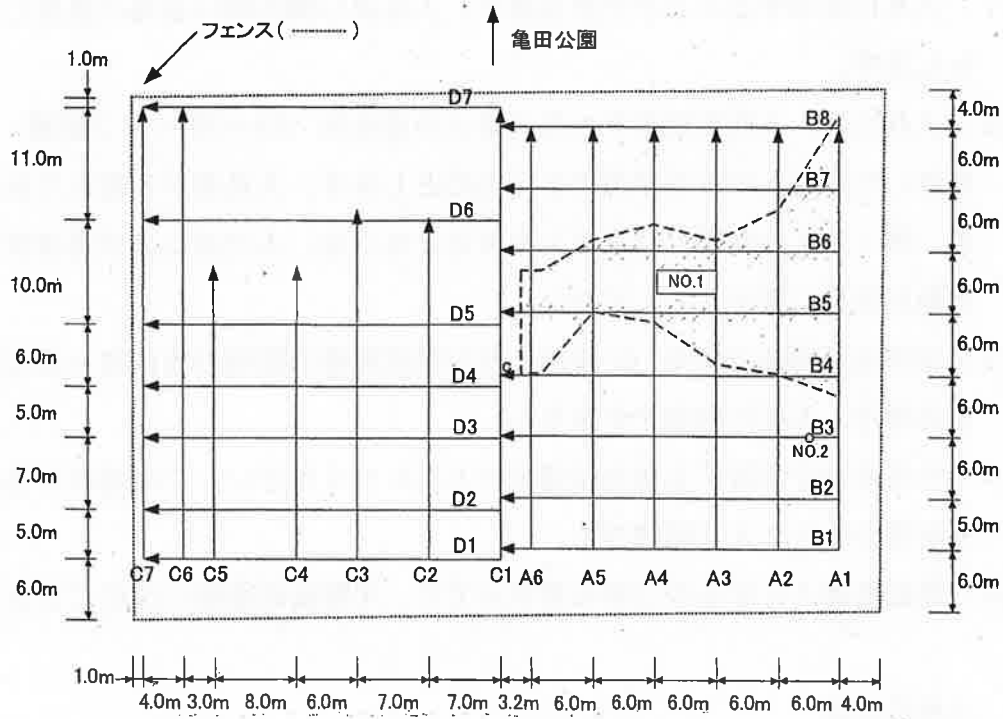


図3-2 強い反射のあった箇所

(3) 探査結果まとめ

得られたレーダー探査波形により、反射波形が見られた2箇所(NO.1、NO.2)について、反射波形の強度や深度、現地の詳細調査の結果、NO.1範囲は地下水の影響により現れたものと考えられる。NO.2地点は、連続した埋設管ではなく、小さな玉石や木片、地盤のゆるみ又は地盤の変化等と考えられる。

表4-1 反射が見られた箇所の一覧

NO.	埋設管の可能性	その他の埋設物の可能性	推定深さ	コメント
1	低	低	350cm程度	測線A1～A6において、反射が見られた。詳細調査の結果を考慮すると、地下水の影響により強い反射が現れたと考えられる。
2	低	小さな埋設物の可能性がある。	130cm程度	測線B3において、反射が見られた。詳細調査でも、測線F2のみに反射が見られた。連続性は無いため埋設管の可能性は低い。その他の埋設物や地盤のゆるみ又は地盤の変化によって、反射が現れたものと考えられる。

入札心得

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、本入札心得を熟読の上、入札してください。

なお、入札参加者は、入札執行職員の指示に従うものとします。

1 入札参加者

- (1) 入札に参加することができる者は、入札及び開札時に会場に参集した者としてします。
- (2) 入札には、入札参加者本人又は本人の委任状（19～20 ページ参照）を持参した代理人のみが参加できるものとします。入札者が代理人であるとき（例：法人の代理で社員が入札するとき）は、入札前に必ず委任状を入札執行職員に提出してください。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び新潟県暴力団排除条例第 6 条に該当する者は、入札に参加できません。
- (4) 共有名義を希望する場合は連名で入札してください。この場合来場者は共有者のうち 1 人で結構です。
- (5) 登記名義人となるのは落札者本人です。中間省略登記には応じません。

2 入札の方法

- (1) 入札参加者は、入札の際、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を現金又は銀行振出小切手で納めなければなりません。

なお、この入札保証金は、開札完了後速やかに、落札者を除き、保証金を納付したとき発行した領収書と引換えに入札者に還付します。ただし、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は、当該契約書を交換したときにおいて契約保証金の全部又は一部に充当します。
- (2) 入札書（15～18 ページ参照）の提出は、二枚封筒とし、入札書は中封筒に密封の上、中封筒の封皮には入札者本人の住所及び氏名等を記入し、外封筒には中封筒及び入札保証金を密封し、中封筒同様、その封皮に入札者本人の住所及び氏名等を記入してください。封筒の大きさ・色は自由です。（21 ページ参照）
- (3) 提出済みの入札書は、その事由のいかにかわらず、引換え、変更又

は取消しはできません。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 一般競争入札の参加資格がない者のした入札又は代理人で代理権の確認を受けてない代理人がした入札
- (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な記載事項が識別し難い入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が入札金額の100分の5の額に達しない者がした入札
- (4) 同一の入札者が1物件につき2つ以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (5) 入札参加者の押印すべき場所に押印のない入札
- (6) 入札書の金額を訂正した入札
- (7) 脅迫による入札
- (8) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと入札執行職員が認める場合における全部の入札

4 開札

- (1) 開札は、入札会場において入札者の面前で行います。
- (2) 開札会場には、入札参加者（代理人を含む）以外の者は原則として入場することができません。

5 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、その会場において、当該入札者のくじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該入札者はくじ引きを辞退できません。
- (3) 落札者が落札の日から30日以内に契約を締結しないときは、その入札は無効となります。この場合の入札保証金は、県に帰属することになります。

6 契約に関する事項

(1) 落札者は、契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を現金又は銀行振出小切手で納めなければなりません。

なお、契約保証金は、申出により売買代金の一部に充当することができます。

(2) 所有権の移転時期は、売買代金の支払いを完了した時とし、所有権の移転があった時、譲渡物件の引渡しをしたものとします。

7 その他

(1) 入札参加者は、運転免許証、健康保険被保険者証又は写真付きの住民基本台帳カード等、身分を証する書面等を呈示してください。

(2) 入札書については、入札開始後、すぐに提出できるようにあらかじめ用意してください。

(3) 開札後、入札調書を公表します。入札参加者の氏名及び入札金額が公開されますが、あらかじめご承知おきください。

(4) 入札参加者全員の不備等により不調となった場合、再入札は行いません。

(5) その他の入札に関する必要な事項は、新潟県財務規則に定めるところによります。

第 二 次 考 試

姓名：_____

--	--	--	--	--

日期：_____

--	--	--	--	--

分數：_____

入札書

1 入札金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 入札保証金

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 入札物件

物件番号	所在地	地目	面積 (㎡)

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

新潟県知事 米山 隆一 様

《記 載 例》 入 札 書

1 入札金額

¥	1	2	5	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※最低売却価格以上の額をご記入ください。

2 入札保証金

		¥	6	2	5	0	0	0	0
--	--	---	---	---	---	---	---	---	---

※契約金額の5%以上の金額が必要です。

3 入札物件

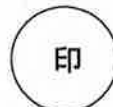
物件番号	所在地	地目	面積 (㎡)
29-1	新潟市江南区亀田向陽 四丁目1972番7 外1筆	宅地	3,781.53

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札します。

平成 29 年 7 月 18 日

住 所 新潟市中央区新光町4-1

氏 名 管財商事 株式会社
代表取締役 甲野 太郎



新潟県知事 米山 隆一 様

※入札金額・入札保証金の金額の頭に「¥」マークを付けること。
※法人の場合は、代表者印を押印すること。

入札書

1 入札金額

--	--	--	--	--	--	--	--

2 入札保証金

--	--	--	--	--	--	--	--

3 入札物件

物件番号	所在地	地目	面積 (㎡)

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札します。

平成 年 月 日

住所

氏名

代理人氏名

印

新潟県知事 米山 隆一 様

(代理人による場合)
 ≪記載例≫
 入札書

1 入札金額

¥	1	2	5	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※最低売却価格以上の額をご記入ください。

2 入札保証金

		¥	6	2	5	0	0	0	0
--	--	---	---	---	---	---	---	---	---

※契約金額の5%以上の金額が必要です。

3 入札物件

物件番号	所在地	地目	面積 (㎡)
29-1	新潟市江南区亀田向陽 四丁目1972番7 外1筆	宅地	3,781.53

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札します。

平成 29 年 7 月 18 日

住 所 新潟市中央区新光町4-1

氏 名 管財商事 株式会社
 代表取締役 甲野 太郎

代理人氏名 乙山 花子

印

新潟県知事 米山 隆一 様

※入札金額・入札保証金の金額の頭に「¥」マークを付けること。
 ※代理人押印（委任状と同じ）があること。（本人の押印はいりません）

委任状

私は 印 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

件名

県有地（所在地： ）売却

上記の入札及び見積に関する一切の件

平成 年 月 日

住所

氏名

印

新潟県知事 米山 隆一 様

《記 載 例》
委 任 状

私は 乙山 花子  を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

件 名


県有地（所在地：新潟市江南区亀田向陽四丁目1972番7 外1筆）売却

上記の入札及び見積に関する一切の件

平成 29 年 7 月 18 日

住 所 新潟市中央区新光町4-1

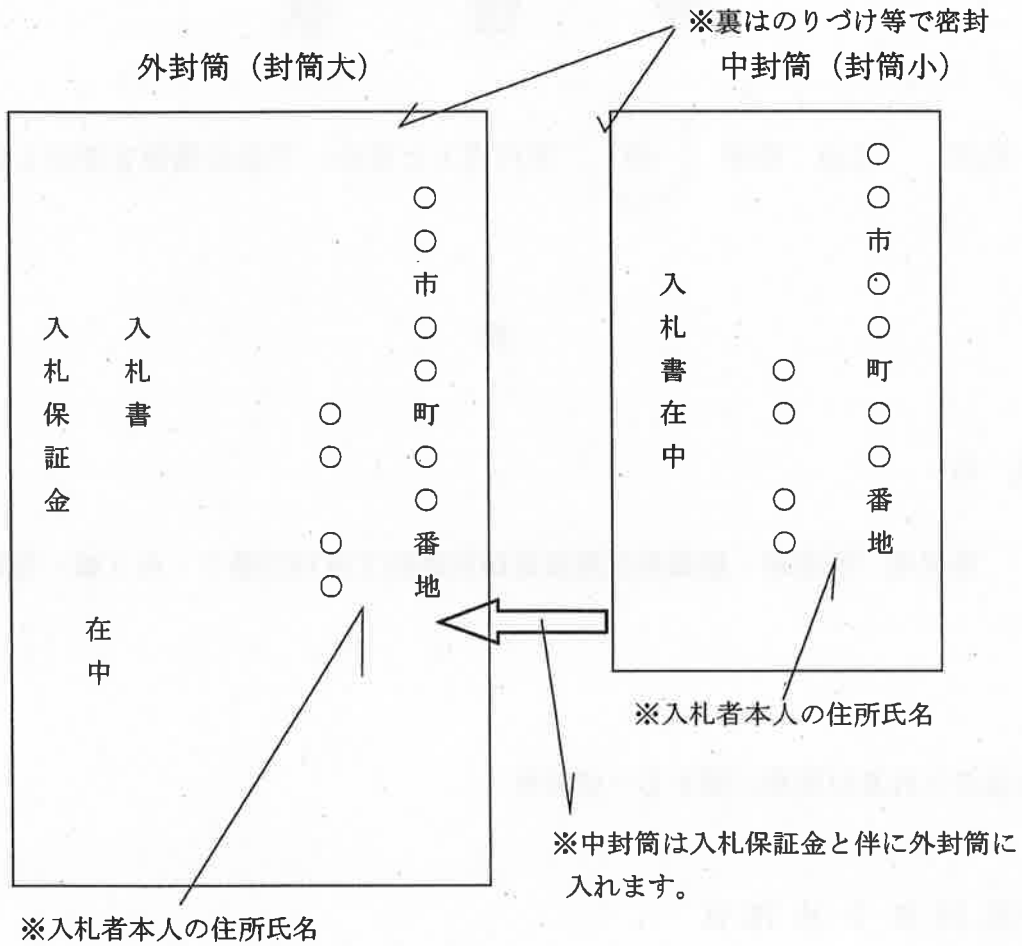
氏 名 管財商事 株式会社
代表取締役 甲野 太郎

 代表者印

新潟県知事 米山 隆一 様

※法人の場合は、代表者印を押印すること。
※代理人の印は、入札書（見積書）と同じ印であること。

「封筒」記載例



※各封筒の大きさ、色は自由

暴力団等の排除に関する誓約書

平成 年 月 日

甲 新潟県知事 殿

乙 住所

氏名

私は、新潟県と県有財産売買契約を締結し、その債務を履行するに際し、次の事項を誓約します。

- 1 自社（契約者が個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (7) (3) から (6) に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 1の誓約事項に虚偽の内容があった場合には、新潟県に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権が生じることを認めます。

県有財産売買契約書

売主新潟県（以下「甲」という。）と買主〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第2条 甲は、その所有する末尾記載の売買物件（以下「売買物件」という。）を乙に、金〇〇〇〇円で売り渡す。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金〇〇〇〇円（売買代金の100分の10以上）を、この契約締結と同時に甲に納入するものとする。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

（売買代金の支払）

第4条 乙は、売買代金を、甲の指定する方法により、一括して平成〇〇年〇〇月〇〇日（以下「指定期日」という。）までに支払わなければならない。ただし、第5条の規定により、乙から甲に契約保証金の充当の申し出があった場合は、売買代金から乙が納入済の契約保証金を除く金額を支払うものとする。

2 乙は、前項に定める指定期日までに売買代金を支払わないときは、指定期日の翌日から支払の日までの期間について、その未払額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（契約保証金の充当）

第5条 甲は、乙が第3条第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出て、かつ、前条第1項の規定による売買代金の支払を完了したときは、契約保証金を甲において売買代金に充当する。

（契約保証金の処分）

第6条 甲は、乙が指定期日までに第4条第1項の規定による売買代金の支払を完了しないとき、又はその指定期日までに第13条の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金を没収し、なお損害額に及ばないときは、その不足額を徴収できるものとする。

(所有権の移転時期及び売買物件の引渡し)

第7条 譲渡物件の所有権は、乙が第4条第1項の規定による売買代金の支払を完了したときに甲から乙に移転する。

2 前項の規定により売買物件の所有権が移転したとき、売買物件の引渡しをしたものとする。

(登記の嘱託)

第8条 乙は、前条の規定により譲渡物件の所有権が移転したときは、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲はその請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

(危険負担)

第9条 この契約締結後、譲渡物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(かし担保責任)

第10条 乙は、この契約締結後、譲渡物件に面積の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、譲渡代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(用途の制限事項)

第11条 乙は、譲渡物件の引渡しの日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これに類する業の営業に供することはできない。

2 乙は、譲渡物件の引渡しの日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできない。

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める期間が満了するときまで必要に応じて、乙に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、報告若しくは資料の提出を怠り又は実地調査を拒み若しくは妨げてはならない。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。

3 乙は、前 2 項の規定に基づく契約解除により損害を受けた場合であっても、甲に損害賠償を請求できない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

(契約の費用)

第 15 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 16 条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(管轄裁判所)

第 17 条 本契約に関する訴訟は、新潟県庁所在地を管轄する新潟地方裁判所に提訴するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

住所

乙 (称号)

氏名又は代表者職氏名

土地 (土地の定着物を含む。)

所 在	地 目	数 量			
		公簿面積		実測面積	
新潟市江南区亀田向陽四丁目1972番7	宅地	m ² 3,558	39	m ² 3,558	39
新潟市江南区北山字堀西1495番5	宅地	m ² 223	14	m ² 223	14
合計		m ² 3,781	53	m ² 3,781	53

平成 年 月 日

新潟県知事 米山 隆一 様

申込人 住 所
氏 名
電 話 () 印

県有地売払申込書

以下の県有地の売払いを申し込みます。

物件番号	所 在 地	地 目	面積 (㎡)	価 格

私は、新潟県が実施する上記県有地の売払いにあたり、次の事項を誓約のうえ申し込みます。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者ではありません。
- 2 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 4 売払いに対し、売払物件、主な売買契約条件、売払説明等すべて承知のうえ申し込みます。

受 付 No.

受付スタンプ

【添付書類】

- 1 住民票抄本（法人の場合は現在事項全部証明書）
- 2 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）